

日本小児神経学会東海地方会 会則

第 1 条 (名称)

本会は日本小児神経学会東海地方会と称する。

第 2 条 (事務局)

本会の事務局を愛知医科大学小児科におく。所在地は長久手市岩作雁又 1 番地とする。

第 3 条 (目的)

本会は日本小児神経学会の目的に協力し、本地区における小児神経学の基礎的および臨床的研究を奨励し、各会員の臨床的レベルの向上と、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 4 条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、学術集会などを開催する。

第 5 条 (会員)

会員は原則として日本小児神経学会会員で、本会の目的に賛同し、所定の会費を納める者とする。

第 6 条 (賛助会員)

小児神経学に関心を有し入会を希望する者および本会の目的に賛同してその事業を賛助しようとする者とする。

賛助会員の可否は会長の判断による。

第 7 条 (退会)

退会しようとする者は会費完納の上、その旨その年度末までに本会事務局に通知しなければならない。

第 8 条 (資格喪失)

会費滞納 (3 年間) あるいは会員としての義務を履行しない場合には退会とみなす。また本会の趣旨に背き本会の体面を汚したものは世話人会の了承を経て除名することが出来る。

第 9 条 (役員)

本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
世話人	若干名
世話人代表	1 名
事務局幹事	1 名
監 事	2 名

第 10 条（会長の任務）

会長は学術集会を主催し、世話人会および総会の議長となる。

第 11 条（世話人代表の任務）

世話人代表は世話人会を組織し、会務を執行する。

第 12 条（選出方法）

会長および世話人代表、事務局幹事、監事は世話人会により選出決定する。

世話人は日本小児神経学会会員で、世話人会で推薦決定する。

第 13 条（任期）

役員の任期は次の通りとする。

会 長：会長決定後担当学術集会終了まで

世話人代表、世話人、事務局幹事、監事：2 年。ただし再任を妨げない。

定年は日本小児神経学会の役員規程に準ずる。

第 14 条（会議）

学術集会は年 2 回開催する。

毎年度、1 回目の学術集会時に総会を行う。

世話人会は学術集会と同時期に開催する。

第 15 条（会計）

本会の運営は会費による。

会計年度は毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとし、世話人会および総会で会計報告を行う。

第 16 条（会則、会費の変更）

本会の会則または会費の変更は世話人会および総会の議決による。

補 記 申し合わせ細則

1. 演題受付に関する件

2. 会費（2015 年度から）

会員会費	年額	3,000 円
------	----	---------

賛助会員（個人）	年額	3,000 円
----------	----	---------

賛助会員（団体）	年額	50,000 円
----------	----	----------

当日会員	参加費	1,500 円
------	-----	---------

3. 東海地区小児神経セミナー

- 年一回、小児神経セミナーを開催する。
- セミナーは小児神経学及びその関連分野の講義を主体として構成される。

- セミナーは、世話人により互選された実行委員長 1 名を含む実行委員若干名が運営する。運営費は上限 400,000 円とする。
 - 実行委員の任期は一年で、再選を妨げない。
 - セミナーの運営は原則としてセミナー参加費によるが、最終的には日本小児神経学会東海地方会の会計と統合し、必要に応じて、不足分繰り出し、剰余分繰り入れを行う。地方会と同様、会計年度は毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとし、世話人会および総会で会計報告を行う。
4. 講師謝礼は 50,000 円とする。
 5. 世話人及び世話人経験者の訃報が事務局に届いた場合には、世話人代表の判断で弔電を送ることがある。
 6. 暴風警報が当日 12 時までに解除されない場合には中止とする。そのほかの悪天候で開催が危ぶまれる場合には、世話人代表と会長の判断で中止することがある。

<2005. 7. 2 設立および施行>

<2008. 1. 26 改訂>

<2014. 7. 26 改訂>

<2019. 7. 27 改訂>

